



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

訓令

(福祉政策課)

○埼玉県公用車管理規程の一部を改正する訓令 (出納総務課)

告示

○全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更 (財政課)

規則

埼玉県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十一号

埼玉県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県社会福祉審議会規則(平成十四年埼玉県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「更生医療機関等審査部会」を「指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)等審査部会」に改め、同項第二号中「更生医療を担当する医療機関」を「指定自立支援医療機関(育成医療又は更生医療に係るものに限る。)」に改める。

第十一条中「健康福祉部健康福祉政策課」を「福祉部福祉政策課」に改め、同条ただし書中「健康福祉部社会福祉課」を「福祉部社会福祉課」に、「健康福祉部障害者福祉課」を「福祉部障害者福祉推進課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第十二号

埼玉県公用車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県公用車管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県公用車管理規程(昭和五十六年埼玉県訓令第十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「出納総務課」の下に「又は別表に掲げる地域機関(以下「公用車集中管理地域機関」という。)」を加える。

第十三条第一項中「一般管理車運行管理簿」を「公用車運行管理簿」に改め、「本庁の課」の下に「の長」を加える。

第十五条第三項中「出納総務課長」の下に「又は公用車集中管理地域機関の長」を加える。

第十六条中「配車・貸出し申請書」を「配車申請書」に改める。

第十七条中「共用車」の下に「(貸出車を除く。)」を加え、「配車・貸出し申請書」を「配車申請書」に改める。

第十八条の見出しを「(使用の承認)」に改め、同条中「配車・貸出し申請書」を「配車申請書」に、「配車・貸出し承認書」を「配車承認書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(貸出車の使用)

第十八条の二 本庁の課等の長又は地域機関の長は、貸出車を使用しようとするときは、公用車予約システムにより、その旨を申請するものとする。申請内容の変更又は申請の取消しをしようとするときも、同様とする。

第十九条第一項中「本庁の課等の長」の下に「又は地域機関の長」を加え、同条

様式第四号（一）中「[配車・貸出し]申請書」を「[配車申請書]」に改める。
 様式第四号（二）中「[第18条、第20条の2関係]」を「[第18条関係]」に
 「[配車・貸出し]承認書」を「[配車承認書]」に改め、
 「照会先 1 共用車→配車
 2 貸出車→自動
 ・運転担当
 を配る。
 車整備担当」

様式第四号（三）中「[貸出車を除く。]」を配る。

様式第四号（四）中「[第20条、第20条の2関係]」を「[第20条関係]」に
 「[配車・貸出し]運転日報」を「[配車運転日報]」に改める。

様式第六号中
 「整備管理者印」を「車両責任者印」に改め、

同様式の注2中「整備管理者」を「車両責任者」に改める。
 様式第七号を次のように改める。

保有機関	
------	--

様式第7号（第22条関係）

公用車運行実績表

年度

登録番号		車種		車名		年式		備考			
月別	使用日数	使用延回数	使用時間 (時間:分)	走行距離数 (km)		給油量 (ℓ)		経費 (円)			
				月末走行距離	当月走行距離	燃料	オイル	燃料費	備品費	修繕費等	合計
前年度											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
1											
2											
3											
計											

附則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県公用車管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告示

埼玉県告示第五百三号

全国自治宝くじ事務協議会に岡山市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年四月一日

埼玉県知事 上田清司

第三条第二号中「浜松市」の下に、「岡山市」を加える。

附則

この規約は、平成二十一年四月一日から施行する。

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)
	埼玉県警備システムセンター http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm